

平成26年4月
警察庁交通局

「国家公安委員会関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成26年3月7日から同年4月5日までの間、「国家公安委員会関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令案」に対する意見の募集を行ったところ、1件の御意見を頂きました。

「国家公安委員会関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

国家公安委員会関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令（平成26年内閣府令第38号）

2 命令等の案を公示した日

平成26年3月7日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、要約をした上で掲載しています（頂いた御意見については、要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 1件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	1件
電子メール	0件
F A X	0件
郵送	0件

「国家公安委員会関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

内閣府令案について、

リヤカーは、幅が広く、重量もあることから危険であり、規制をきちんとすべき。という御意見がありました。

自動車以外の車両の牽引の制限については、都道府県公安委員会規則において定められていますが、今回の内閣府令案は、都道府県公安委員会規則において自転車により牽引することが認められているリヤカーの範囲を変更するものではなく、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第10条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る新事業活動において貨物を運送するために使用する駆動補助機付三輪自転車について、被牽引装置付リヤカーを牽引している場合における補助率（人の力に対する原動機を用いて人の力を補う比率）の特例を設けようとするものです。

なお、今回の内閣府令案では、この内閣府令案で規定する特例の適用を受けるため必要な事項として、積載物を積載した被牽引装置付リヤカーを牽引する場合においても交通の危険を生じさせるおそれがないと認められる性能を有する制動装置を備えていることなどの安全上必要な措置を定めているところです。